

福岡広域都市計画地区計画の変更 新旧対照表

【変更後】

変更箇所

名 称	緑ヶ浜工業地区地区計画	
位 置	新宮町緑ヶ浜一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目の一部	
面 積	約16.9ha	
地区計画の 目 標	<p>本地区は国道495号沿線に位置し、昭和40年代から製造業や運送業が立ち並び、工業の利便増進と地元の雇用促進を図るための地区として、市街地内の良好な工業環境を維持している。</p> <p>しかし、平成18年から始まった中心市街地整備事業、大規模住宅団地の開発等により市街地が広がり、現在における工業地について、地域の特性にふさわしい土地利用が求められている。</p> <p>このため、地区計画を設定することにより、良好な工業環境を保全しつつ、周辺市街地との調和を目指す。</p>	
区域の 整備・ 開発 及び 保全 の方 針	土 地 利 用 の 方 針	<p>本町の中心的な工業地として、良好な工業環境を保全し、周辺と調和した市街地の形成を図る。</p> <p>住宅地と近接すると共に国道沿線であることから、周辺住民や国道往来者との交流を図りつつ、工場従事者の利便性を高める新たな工業環境の形成を目指す。</p>
	地 区 施 設 の 整 備 方 針	基本的に既存の道路を活用する。また、歩道を整備し、交通の利便性及び安全性の向上を図る。
	建 築 物 等 の 整 備 方 針	周辺住民や工場従事者に加え、国道往来者が利用できる商業施設を許容し、住宅など工場と関連性がない施設との混在を防止する。

【変更前】

変更箇所

名 称	緑ヶ浜工業地区地区計画	
位 置	新宮町緑ヶ浜1丁目、2丁目、3丁目及び4丁目の一部	
面 積	約16.9ha	
地区計画の 目 標	<p>本地区は国道495号沿線に位置し、昭和40年代から製造業や運送業が立ち並び、工業の利便増進と地元の雇用促進を図るための地区として、市街地内の良好な工業環境を維持している。</p> <p>しかし、平成18年から始まった中心市街地整備事業、大規模住宅団地の開発等により市街地が広がり、現在における工業地について、地域の特性にふさわしい土地利用が求められている。</p> <p>このため、地区計画を設定することにより、良好な工業環境を保全しつつ、周辺市街地との調和を目指す。</p>	
区域の 整備・ 開発 及び 保全 の方 針	土 地 利 用 の 方 針	<p>本町の中心的な工業地として、良好な工業環境を保全し、周辺と調和した市街地の形成を図る。</p> <p>住宅地と近接すると共に国道沿線であることから、周辺住民や国道往来者との交流を図りつつ、工場従事者の利便性を高める新たな工業環境の形成を目指す。</p>
	地 区 施 設 の 整 備 方 針	基本的に既存の道路を活用する。また、歩道を整備し、交通の利便性及び安全性の向上を図る。
	建 築 物 等 の 整 備 方 針	周辺住民や工場従事者に加え、国道往来者が利用できる商業施設を許容し、住宅など工場と関連性がない施設との混在を防止する。

福岡広域都市計画地区計画の変更 新旧対照表

【変更後】

変更箇所

地区施設の配置 及び規模	名 称		規 模	
	区画道路（10m）		L=約200m	
地区整備計画 建築物等に 関する 事項	地区の面積	約16.9ha		
	建築物等の 用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 住宅 共同住宅、寄宿舎又は下宿 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 物販販売業を営む店舗又は飲食店（ただし、床面積の合計が1,000㎡以内のものを除く。） 図書館、博物館その他これらに類するもの ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2に定める運動施設 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 建築基準法別表第2（る）第1号に掲げる工場 建築基準法別表第2（る）第2号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもので建築基準法施行令第130条の9で定めるもの 		

「区域、地区整備計画の区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理 由

建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）及び都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）により建築基準法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定整理を行うため、本案のとおり地区計画を変更するものです。

【変更前】

変更箇所

地区施設の配置 及び規模	名 称		規 模	
	区画道路（10m）		L=約200m	
地区整備計画 建築物等に 関する 事項	地区の面積	約16.9ha		
	建築物等の 用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 住宅 共同住宅、寄宿舎又は下宿 老人ホーム、<u>身体障害者福祉ホーム</u>その他これらに類するもの 物販販売業を営む店舗又は飲食店（ただし、床面積の合計が1,000㎡以内のものを除く。） 図書館、博物館その他これらに類するもの ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2に定める運動施設 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 建築基準法別表第2（ぬ）<u>第一号</u>に掲げる工場 建築基準法別表第2（ぬ）<u>第二号</u>に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもので建築基準法施行令第130条の9で定めるもの 		

「区域、地区整備計画の区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理 由

別紙のとおり